

## 長野工業高等専門学校図書館文献複写規則

(趣旨)

第1条 長野工業高等専門学校図書館が受託する文献複写のうち教職員及び学生の私費によるもの、又は一般利用者の依頼に係るものは、この規則の定めるところによる。

(受託の要件)

第2条 前文の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り受託することができる。

(申込手続)

第3条 文献複写を依頼する者は、別紙「文献複写申込書」を提出し承認を得なければならない。

(文献複写料金)

第4条 前条の承認を得た者は、文献複写料金を前納しなければならない。

2 一旦、納入した料金はいかなる理由があっても還付しない。

第5条 文献複写料金は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 長野工業高等専門学校図書館文献複写規則(平成11年9月1日施行)は、廃止する。